

# 西日本入会林野研究会

## 会 報

(第21号)

---

### 『入会林野の現段階的課題』

(第21回シンポジウム)

#### 〈報告要旨〉

入会林野の現状と整備の課題 .....	宮本 宣彦	(1)
西土佐村管内における入会林野の整備と問題点について .....	横山 賢	(7)
入会林野整備をふりかえって .....	重石 巧	(11)
入会地盤登記の問題点 .....	江渕 武彦	(15)

#### 〈シンポジウム〉

I 球磨村における入会林野整備 .....	(21)
II 西土佐村における入会林野整備 .....	(25)
III 日田市における入会林野整備と森林経営 .....	(27)
IV 残存する入会地の取扱い .....	(30)
V 入会に関する理論上および登記上の問題 .....	(31)

#### 〈大会記事・総会報告〉

---

1997・6

西日本入会林野研究会

## 西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに  
会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究  
者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

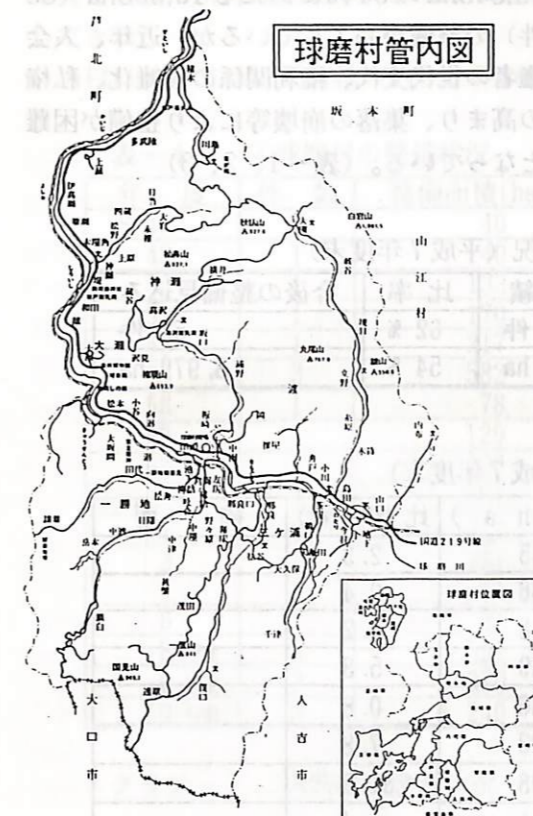
制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

## 入会林野の現状と整備の課題

熊本県球磨郡球磨村役場経済課 宮本 宣彦



がそびえ、ほとんど山岳地帯である。

峡谷型山村である本地域は大部分が林野で占められており、全土地に対する森林の割合は88.3%の18,343haに及んでいる。その内訳は、国有林1,780ha、民有林16,563haで民有林が90.3%を占めている。民有林の人工林面積は11,465haで人工林率69.0%を占めている。

樹種については、人工林11,465haのうち、スギが6,322ha(55.1%)、ヒノキが4,715ha(41.1%)を占め、2つの樹種で96%を越え、残りはクヌギ・マツ類である。

人口は5,665人(平成7年国勢調査)で、産業は農林業が主であり、スギ・ヒノキの育林とともに、特に梨、栗は村の特産品で高い評価を受けている。また、九州本土最大の観光鍾乳洞『球泉洞』には年間30万人もの観光客が訪れ、急流球磨川下りとともに観光にも力を注いでいる。また、平成8年4月に一勝地温泉『かわせみ』がオープンし、宿泊もできる「やすらぎの里づくり」を推進している。

当村の林業においては、全地域にわたり昭和30年前後に植栽した人工林の伐期が到来しており、除間伐・保育を積極的、計画的に推進しているところであるが、一方で、林業従事者並びに就業者数が減少傾向にあることに加え、高齢化が著しい現状であり、担い手である後継者は、通年就労の場が進んでいる第2・第3次産業等へ流出し労働力の質的低下が生じ、林業生産の維持拡大を図っていく上で大きな制約の要因と

### 1. 本村の概況

本村は、熊本県の南部球磨川の中流部北岸及び南岸に沿って位置し、東は球磨郡山江村及び人吉市、北は八代郡坂本村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県大口市にそれぞれ隣接している。

南北25km、東西13.5km、総面積207.73km<sup>2</sup>で、球磨川の急流によって南北に二分され、更に球磨川に注ぐ数本の支流が深い渓谷を形成し、それらの流域に沿ってわずかな耕地と79の集落が点在している。北に白岩山、南に国見岳など1,000m級の峻峰

なっている。

## 2. 熊本県の入会林野の現状

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律、すなわち入会林野近代化法が制定され、昭和42年より20,000haに及ぶ入会林野等の整備が進められている。

平成3年度までは、昭和62年に策定された熊本県入会資源総合活用促進計画（計画期間・昭和62年度～平成3年度）に基づき

整備が行われ、平成4年度からは、当年度策定の同促進計画（計画期間・平成4年度～平成8年度）に基づき整備が行われている。

7年度末現在で、調査測量済面積19,845haの54%にあたる10,506ha（86件）の整備が完了しているが、近年、入会権者の世代交代、権利関係の複雑化、私権の高まり、集落の崩壊等により整備が困難となっている。（表-1、2、3）

表-1 ①熊本県の入会林野の整備状況（平成7年度末）

区分	入会林野総数	認可実績	比率	今後の整備見込み
件数	138件	86件	62%	52件
面積	19,485ha	10,506ha	54%	8,979ha

表-2 ②熊本県地域別整備状況（平成7年度末）

地域別	件数	面積(ha)	比率(%)	摘要
宇城	2	245	2.3	
鹿本	1	36	0.4	
菊池	1	18	0.2	
阿蘇	9	559	5.3	
上益城	5	86	0.8	
八代	5	823	7.8	
球磨	61	8,598	81.8	
天草	2	141	1.4	
計	86	10,506	100.0	

表-3 ③球磨郡（13市町村）地域別整備状況（平成7年度末）

市町村	件数	面積(ha)	入会権者数	摘要
水上村	6	648	75	
球磨村	22	3,104	607	
山江村	26	3,296	290	
相良村	4	827	72	
五木村	3	723	22	
計	61	8,598	1,066	

## 3. 球磨村の入会林野の現況

球磨村の入会林野整備については、民法第263条に規定する共有としての性質をもつ入会権を近代化法に基づいて個人もしくは共有名義に所有権を取得するために実施してきた。

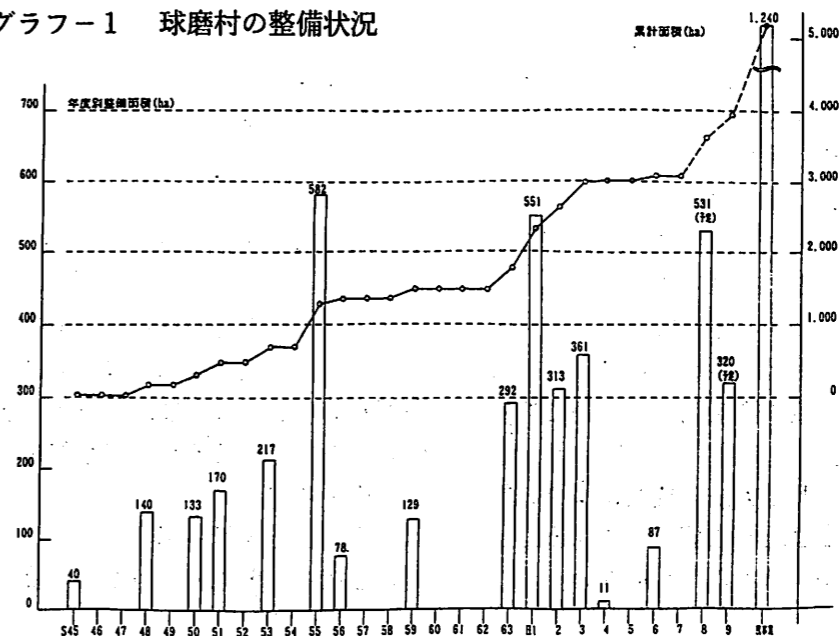
当村においては、民有林の約3分の1を

占め当時約5,200haほど存在した入会林野を昭和45年から近代化法により逐次整備し、平成6年度までに3,104ha（60%）を整備完了した。平成8・9年度においては、認可申請中のものも含め予定箇所が8件存在している。（表-4・グラフ1）

表-4 ④球磨村の整備状況

年度	件数	整備面積(ha)	面積合計(ha)	累計比率(%)
S 45	1	40	40	1
48	1	140	180	3
50	1	133	313	6
51	1	170	483	9
53	1	217	700	13
55	3	582	1,282	25
56	1	78	1,360	26
59	1	129	1,489	29
63	4	292	1,781	34
H 1	3	551	2,332	45
2	2	313	2,645	51
3	1	361	3,006	58
4	1	11	3,017	58
6	1	87	3,104	60
8 予定	5	531	3,635	70
9 予定	3	320	3,955	76
10 以降	8	1,240	5,195	100

グラフ-1 球磨村の整備状況



近代化法の施行とともに、昭和41年度より昭和60年度にかけて行った測量成果により、県並びに法務局の指導、集落（入会集団）の整備に対する意欲と協力によって整備されたものと言える。

当初は、山林が集落によってきちんと管理されてきたこと、入会権者が登記名義人またその相続人と差異がなかったこと、集落の整備に対する意欲が特に強かったこと等により、積極的、計画的に整備が推移してきた。しかし、後になるほど入会林野の形態が複雑、多様化してきたため一時期整備が低迷したが、入会事務担当者の集落との継続的な協議、県・法務局の熱心な指導により整備が進んだ経緯（S63～H3）があり、集楽の熱意、行政の指導、入会担当者の積極的な事務処理によって進み方に差があることも事実である。

測量については、当時、土地の測量は精度がやや低いコンパス測量で行い、その測量図をもとに入会林野整備計画を策定し登記の嘱託を行ってきた経緯がある。

一方、昭和60年より国土調査法に基づく地籍調査が開始され、成果に基づき計画的に国土調査登記されてきた。この地籍調査は平成8年度現在で12年目を迎え、平成9年度以降10年間で完了予定である。

地籍測量は地上数値法（トランシット、光波測距儀等を用いる測量で行い計算により筆界点の位置を座標値で求める方式）により実施しているが、極めて精度が高い測量でありその地籍図は距離や角度、詳細にわたる土地の位置や隣接関係についての的確なものである。

時代の推移と測量方法の変遷により、箇所によって入会登記が数値座標による方法に変わって来つつあるのは否めない。

#### 4. 整備上の問題点と対策

入会林野並びに入会権者のかかえている問題点をあげると、

(1)山林所有者の死亡、後継者（相続人）の転出等により、入会林野の形態がくずれつつある。

(2)入会権者も高齢化し、整備計画を進めるにあたってリーダー的存在が少なくなった。

(3)木材価格の低迷により、山林への意欲が減退し整備計画への意欲もなくなってきた。

(4)入会林野の整備を行っていることを知らない入会集団がある。

(5)山林が入会林野として存続してきた事実を理解していても、第三者に持分を移転登記してしまったために、整備計画自体が困難となってきた。

(6)整備計画を強く要望しながらも、第1段階の調査測量費を出すことができず個人分割をあきらめている。

(7)せっかく計画を立てたにもかかわらず、世代の交代で、登記簿に記載された登記名義人のほとんどが2・3世代前の名義となっており、相続人が計画全体で200人から300人にも達し、確認書の徴収がきわめて困難となってきた。等々。

次に、現在取り組んでいる具体例を2つ上げて見たい。

#### 5. 具体的な取り組み

##### イ.調査測量費について

現在、地籍調査が進行中であり、地籍調査係と密接な連携を図りながら進めていく必要があるが、入会登記と国土調査登記のいずれを先行させるかで事務処理上の手続きが違ってくる。

##### (1) 入会登記先行の場合

入会権者の名義で所有権等の登記が先行

できるため、国土調査登記が事務処理上容易である。

国土調査登記未完了地区において、まず、測量をどのように進めるかが問題といえよう。入会林野が20～30ha程度であれば入会集団の強い希望のもと測量費用の捻出は可能かも知れない。しかし、100haを越えるような場合には調査測量費にばく大な経費がかかり、測量を進める段階において入会集団の整備意欲がなくなってしまうことが多く、将来の地籍調査を待って対策をとらざるを得ない。

また、地籍調査が計画的に進みその時期がはっきりしていれば対策の立てようもあろうが、近年、第三者が山林の所有権登記をおこなったり集落在住者が転出したりして入会林野の所有形態が変化してきてだんだんと入会登記が困難となってきたため、行政の財源的支援が強く望まれる。

国土調査登記完了もしくは登記完了予定地区においてはどうか。共有形態となっている入会林野は、地籍調査時点においては共有山林として、一筆毎広い面積のままとなっていることが多い。入会登記を事前に協議し計画している場合にはその限りではないが、多分に、入会林野を分筆測量する必要が発生してくるため、同様に測量の経費が問題となってくる。平成7年度において、国・県から3分の1づつの測量費の補助を受け、約190haの入会林野を分筆測量（ha当たり約5万円）したが、近代化を進める上で所有権等の権利を守り、広義において森林の保全管理に寄与する立場で、村からも残り3分の1の測量補助を財政支援し、行政の立場で測量を行った。今後このような対策がとれるような事業を望みたい。

##### (2) 国土調査登記先行の場合

記名共有の場合に土地登記簿において持分合計が基本的に1にならなければ分筆はできないが、地籍調査を進めるにあたって集落もしくは入会集団の入会林野整備計画の要望のもとで事前に十分に協議し、村の自主財源を持ち出してでも分筆測量し、分筆の登記を行った後、所有権の移転登記を行う方向付けで取り組んでいるところである。

いずれにしても、入会登記を進めるにあたって第一の関門は、測量のための財源をどこに求めるかにかかっていると思われる。

##### ロ.下球磨入会林野整備促進協議会活動

##### (1) 入会林野整備促進協議会の設置

昭和63年度より下球磨地区（球磨村・山江村・相良村・五木村の4村）で整備促進のための協議会を設立し横の連携を図るとともに、情報交換や提供、研修の開催等、独自の活動を行っている。そのメンバーは、担当課長及び担当職員で構成している。

##### (2) 協議会による職員の配置

4村からの負担金により、法務局人吉支局内に入会担当職員（臨時1名）を配置し、入会林野近代化法第25条第8項に基づく事務を委託し整備の促進を図っている。

##### (3) 協議会職員研修会の開催

法務局人吉支局統括登記官・県林政課担当者・球磨事務所林務課担当者・4村担当課長、担当職員の約15名の出席のもと、例年9～10月に研修会を実施している。

##### <参考>

##### 平成7年度決算

歳入	負担金	1,786,000円
歳出（主なもの）	会議費	148,229円
	賃金	1,012,200円

## 6. 今後の課題と展望

山林従事者の高齢化、林業後継者不足、木材価格の低迷等により、林業の不振が続く山林所有者の山林への意欲が減退し、間伐等が行われず至る所で放置された山林がめだつようになっており、自治体の適切な指導や入会集団の積極的姿勢がなければ、5~10年という一定期間での整備は困難である。

「入会林野等についてその利用の高度化を図り、農林業経営の健全な発展に約立させるため入会権等の旧来の慣習に基づく権利を消滅させ、所有権や地上権等の安定した近代的な権利を取得することが必要不可欠」であり、個人分割することによって、森林の健全な経営を図りながら、自然や森林の果す役割が見直されてきている現在、行政側の種々の施策を講じること等、強いバックアップが重要となってきている。

入会林野の意義を知らない入会集団、それを個人分割できることを知らない入会集団が存在することについては、行政側の啓蒙不足があろう。希望がありながら整備が進まない箇所も含め調査を行い、入会林野近代化法があるかぎり入会登記を進めなければならない。

一方、市町村の実行体制が貧弱であることも事実である。専門職員がいない、登記事務の能力に乏しい、異動に伴う事務引継ぎが困難などあるが、経験者の中から登記事務に詳しい人材の確保に努めることが肝要である。当然ながら、市町村担当者自らも事務処理能力の向上を図らなければならないことは当然であろう。

近年の山林は、従来、入会林野であったものが集落の崩壊によって、登記名義人の取り扱いや入会権者の判定、登記囑託手続

きの困難さも相まって入会権の判定が難しくなっている。

日頃から、集落（入会集団）と市町村の連携を深め、県・法務局の指導を受けながら連携を図っていくことも重要なことである。

また、今後の展望として、税制の特例措置については避けて通れない問題である。

所有権や地上権等の権利を取得した場合の所得税、贈与税、住民税等の非課税（近代化法第28条）、取得した土地に関する登記免許税の減免（登録免許税法第5条の9）、土地の取得に対する不動産所得税の軽減（地方税法付則第11条の4第5項）について、入会林野等の整備を助長するための課税の特例が定められている。

登録免許税・不動産取得税について、平成8年度末までその特例措置が定められているが、現在要望中の平成10年度までの特例措置について強く要望するところである。

当村においては、前述のとおり、平成9年度以降の計画残として1,560haの入会林野が存在し、その近代化を集落（入会集団）・村共に強く望んでいる以上、ぜひ存続が希望される。

税制特例の延長がなくなった場合、集落の登記に向けての意欲の減退、市町村の指導的立場での事務処理の困難化が考えられ、整備を積極的に進めている市町村については近代化に逆行することが必到である。

以上、球磨村の整備状況と具体的取り組み並びに今後の展望と要望について述べさせていただきましたが、総合的な判断と意見を述べるところまでいけなかったことをお詫びもうしあげ、報告並びに提案といたします。

## 西土佐村における入会林野の整備と問題点について

高知県幡多郡西土佐村 横山 賢

### (1) 西土佐村の概況

本村は、高知県の西部幡多地域の北部に位置し、高知市から西へ西へと車で三時間かかり、文字通り西の土佐で、愛媛県と境を接しております。

位置的には高知市より西へ135Km、愛媛県宇和島市より36Km、四万十川下流の中村市より北へ38Kmとなっております。

村の中央を南北に四国第二の大河四万十川が蛇行しながら流れており、その四万十川の中流域に当たり、その本流支流沿いに発達した峡谷型の山村であり、昭和33年江川崎村と津大村が合併し発足した。

総面積247.84K㎡で総面積の92%が山林原野であります。

年平均気温15度、年降水量2,058ミリで農用地面積は3%と少ないが、河川流域の平均標高は60m程度で、比較的農林業の生産環境には恵まれた地形をなしている。

村の主要産業は農林業が主体で、米、椎茸、粟、露地園芸（シントウ オクラ ミナス 小ナス）等で最近では北幡3町村で取り組んでいるアロエ栽培も行われています。

人口については昭和35年8,469人をピークに現在4,200人と減少しておる過疎の山村であります。

その中で、村の主要産業は第1次産業であると位置づけ、農林業の振興に試行錯誤しているところでもあります。

林業についてふれますと、戦後、炭焼き松の杭木を中心に用材チップ材生産が行わ

れてきたが昭和30年代以降の高度成長経済の中で杉、檜、松、クヌギの植林が進んでいる。民有林15,318ha、国有林7,288haであり、民有林の人工林面積は8,925haとなっているが、7令級までの保育を要する林分が大部分であり、1戸当たりの経営規模は零細である。

### (2) 入会林の状況

西土佐村においては昭和42年から入会林野の整備が始まった。

整備の状況を見ると入会林野の総数は15カ所で3,099haで民有林面積の2割を占めている。

入会林野の整備状況は次の第1表の通りで、個人分割利用が81%を占めており、整備後植林が進んでおる一方で所有権移転による土地の流動化も行われてきた。

組合出資による利用については、杉、檜、クヌギ等の植林を行っており、保育の必要な林分がほとんどであり、高齢化等のため出役等に支障を来すことなども今後の課題となっている。

なお、昭和53年度より55年度まで、入会林野高度利用促進特別対策事業（以下特対事業）を実施しており、林道、作業道、特用林産物（シイタケ）の機械及び施設の整備がはかられた。

整備後の調査によると、拡大造林443ha、天然林改良林（シイタケ原木のためのナラ林）42haが造成され、林道3,163m、作業道3,759mが整備された。

第1表 西土佐村の入会林野整備状況

番号	地区名	測量年度	入会権者数	面積 (ha)	整備完了年度	整備後の活用 (ha)		備考
						個人	組合	
1	茅生	42	8	36	47		36	
2	奥屋内下	42	29	478	49	284	194	
3	橘	43	26	86	46	86		
4	奥屋内上	43	44	350	50	350		
5	須崎	44	41	125	47	125		
6	下家地	44 47	72	395	55	395		
7	奥屋内上	48	(40)	300	50	181	119	
8	口屋内	49	40	357	51	281	76	
9	岩間	50	33	181	55	181		
10	大宮上	50	27	130	54	130		
11	藪ヶ市	51	29	118	56	109	9	
12	奥屋内	51	19	30	54	30		
13	大宮中	51	13	31	54	31		
14	半家	51.52	76	407	56	323	84	
15	橘	国調	34	75	H 8	1	74	
計			491	3,099		2,507	529	

第2表 入会林整備にかかる生産森林組合について

生産組合名	出資面積	組員数	出資口数	出資1口金額	出資金総額	備考
茅生	36ha	8	8	400,000	3,200,000	
奥屋内東部	194	26	26	400,000	10,400,000	
奥屋内	119	40	40	175,000	7,000,000	
口屋内	76	18	60	100,000	6,000,000	
藪ヶ市	9	28	28	50,000	1,400,000	
半家	84	59	59	120,000	7,080,000	
橘	74	34	34	400,000	13,600,000	

第3表 入会林野高度利用促進特別対策事業

地区	年度	造林施設		林道		作業道		LVI/生産施設		畜産近代化施設		養蚕近代化施設		合計
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
岩間	53			402	20,000	210	3,996	乾燥施設	3,500					23,500
	54			115	4,150	353	2,850	"	7,804					3,996
	55													14,804
	計			517	24,150	563	6,846		11,304		0		0	42,300
	53		フェノール-他	449					乾燥施設	13,051				
藪ヶ市	54	"	280			242	3,100	トナリ/他	4,250					7,630
	55	"	162			400	5,366	トナリ/他	3,602					18,100
	計			891	19,000	892	11,256		23,053		0		0	54,200
大宮中	53							乾燥施設	6,300					6,300
	54							フェノール等	3,144					4,300
	55													
	計								9,444		0		0	10,600
	53		フェノール-他	1,550	2,500				乾燥施設	7,450				
大宮上	54			505	11,000									11,000
	55			935	13,500									
	計								7,450		0		0	22,500
下家地	53			480	8,300			水路他	14,900					14,900
	54							乾燥施設	3,322		6,000			17,622
	55													
計			480	8,300				18,222		6,000		0	32,522	
半家	53			560	20,088			乾燥施設	4,801					25,500
	54			322	25,800	480	4,000	"	3,500			2,730		35,430
	55			915	6,000	480	4,000	"	2,900			3,470		11,270
	計			1,797	51,888	1,440	12,000		13,001		0	6,200		75,700
	53			2,610	42,588	0	0		50,002		0			95,200
合計	54			1,598	58,250	1,685	19,282		28,522		6,000	2,730		116,382
	55			1,375	16,000	250	2,820		3,950		0	3,470		26,240
	計			4,208	116,838	1,935	22,102		82,474		6,000	6,200		237,822

### (3) 橘地区の入会林野の整備について

橘地区は、村の中心地に隣接しており、四万十川沿いに戸数47戸170人の地区で、農林業が中心の地区であるが、就業形態からみると、いわゆる勤め人の比率が高く、農林業の従事者が少ない地区である。

この地区の林業についてもその経営規模は零細であり、収穫期に至っていない林分がほとんどである。

この地区の入会林野は当初161haあり、そのうち四万十川右岸側の86haを昭和48年に入会林野整備を実施し個人分割とした。

そしてその残りの四万十川左岸側75haを従来の部落有林として管理してきた。

杉檜植林	11ha
クヌギ林	39ha
公団造林	20ha
その他	5ha

その後、この地区を国土調査を実施したこと等により、共有名義（ほとんどが故人）のこの土地の権利関係の明確化が問題となり、その間様々な紆余曲折をへて、平成8年の入会林野整備となり、一部前回の整備より漏れたもの等を除き、生産組合への出資となった。この整備においては国土調査が実施されたこともあり、分筆等もなく比較的速やかな整備が可能であった。

その中で問題となった点がいろいろあり、下記の事項等が論議された。

- 1) 基本的には従来の通り、地区のために活用すべきである。
- 2) 生産組合の運営について、法令等によって事務処理等が可能か

3) 生産組合の出資1口の金額はどのように決定するか。

4) 高齢化等で出役のできなくなる組合員ができることが予想されるが、その扱いはどうするか。

5) 後継者のいない組合員が、組合員でなくなった場合はどうするか。

6) 組合員の転出した場合はどうするか。

今後組合の運営については様々な問題がでてくることが予想されるが、いずれにしても、長い年月多大の資金と労力をかけ、将来の収穫を夢見て育ててきた森林であり、今後もその努力を続ける必要があることはいうまでもない。

(4) 西土佐村における入会林整備の果たした成果と問題点

西土佐村の林業振興に果たした役割は多大なものがあるが、その特筆すべき点として次のことがあげられる。

- 1) 所有権の明確化による資産価値の増大
  - 2) 個人分割利用による森林経営意欲の増進
- それに伴う植林林道等基盤整備の推進  
反面、入会林野整備により、地区外村外への流動化や特定の者への集中が起ちである点が問題となっている。

そして設立された生産組合の運営についても、昨今の林業不振等の影響により当時の情熱が冷め、ややもすると山林保育が後回しにされがち傾向がある。

しかし、それらの森林を含め、村の面積のほとんどを占める、広大な森林の有効活用なくしては、本村の生き残りは考えられないというのが本村の基本的な考え方である。

## 入会林野整備をふりかえって

日田市森林組合 重石 巧

### [1] 地域林業の概況

#### (1) 沿革

江戸時代末期よりスギ挿木による建設用並材の大量供給産地として発展し、今日まで地域産業である林業加工業へ用材供給の役割を果たし、福岡・熊本・大分3県にまたがる森林地帯から供給される用材を受け、一大木材集散地を形成した。

#### (2) 地域林業概況（日田市）

・民有林面積20,694ha内人工林14,977ha（人工林率72%）

・人工林のうちスギ10,657ha（71%）、ヒノキが3,489ha（23%）

・7~8歳級を中心に成熟した森林が多い

#### (3) 戦後17年における大分県造林実績

昭和29年の13,649ha/年をピークに、昭和21年から37年にかけて合計152,602haもの人工林を造成した。

#### (4) 台風17・19号による山林被害の状況（日田市）

平成3年9月14日台風17号の追いうちを掛けるように9月27日には、夕刻から夜半にかけて、大型で非常に強い台風19号が当地方を襲い、森林は空前の大被害を受け、日田林業の崩壊かとも思われる一大惨事となった。

特に、永々と幾歳月をかけ保育管理を行い収穫期を迎えようとしている40年生以上の山林や何百年を経た古木（中津江村梅野宮園神社境内木で室町末期500年前植栽）が一瞬にして壊滅状態となり、林業農家は無残な林相を真のあたりにし、まった

く復旧放棄の心境で、林業生産意欲を失っている状況にあり森林の復興も危ぶまれている。大部分の被害林家は全く予想にもしない大被害に「今迄の人生は何であったろう」とむなしさを胸にいたっている。

平成3年9月人工造林面積の32%にあたる4,860haが被害にあった。

また、とくに日田市の山林は25~50年（7,760ha）が主体であり、このうちの被害面積は3,596haで被害率は46%となっている。

被害総額 88億2千5百万円

（筑後側流域47市町村 森林152,000ha、被害面積19,392ha、被害額492億円）

### [2] 入会林野の沿革と入会林野整備の状況

#### (1) 入会林野権利関係の動向

日田・玖珠地方の大半は、江戸幕府当時幕府直轄の天領の地として、市内丸山町にある永山布政所が所管する行政が展開されてきた。

この施政のもと町民・農民共々共存共栄のもとに、江戸・京都との交流も盛んにあり、九州の小京都とも言われる地域文化を形成してきた。江戸幕府は地域林野の大半を農民の採草放牧地として牛馬の飼育、さらに米作の増収安定をはかるため共有慣行による利用を認め、明治維新の改革を経て何らかわることなく、明治20年民法制定時においても、従来の慣行利用によりこれら林野は管理利用されてきた。

スギの植栽適地である谷筋の肥沃地などには1817~1835年の19年間存任した塩

谷代四郎 代官による「後日の造作の用に立つべし」としてのスギ挿木造林によるスギ団地造林が当時木場作を行っていた農民との競合もあったが次第に抜けられ、明治時代商人の山林進出など経済の動向もあり、谷筋を主体とした森林が形成されてきた。

明治初期市内入会林野の面積は概ね森林原野の40%にあたる8,000ha程度であったが、大正末期から昭和中期にかけて原野統一事業、昭和中期の国有林野編入などの変遷を経てその半数は消滅し、今回、入会林野整備事業をすすめた結果、入会林野として残存する林野は1,500ha程度となった。

#### (2) 日田市における入会林野整備状況

昭和43年から現在まで49件の整備が完了、整備事業終了面積1,358ha、その入会者数は3,388人にのぼる。整備後の所有形態は生産森林組合27件、個人分割35件記名共有2件である。

#### (3) 生産森林組合

36の組合があり組合員数3,511人、その経営面積2,467haである。

整備終了後設立されたのは平均経営面積は69haであるが、30~50haを経営する組合員が最も多い。

生産森林組合の法人税法ならびに森林組合法による適用については、従来の入会慣行から脱却し、昭和39年林業基本法の制定ならびに入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行を受けて、入会林野整備を行い、多くの生産森林組合が誕生し、その適用により運営がはかられた。

誕生以来組合員自らの森づくり経営への参加意欲は、自らの森林共有のものとして経営感覚に目ざめ、すばらしい森づくりがすすめられ、森が形成されてきた。

生産森林組合の経営基盤となる立木売上収入も、昭和55年頃までは、まず順調なる伸展がはかられた。

組合経営の決算会計は、毎年度総会によって明らかにされ、組合役員と組合員が一体となり、組合運営にあたり、その自浄努力により毎年度決算報告に見る限り、その経営の明確性は確保されているが、役員報酬は極めて少額で、まさに報酬の性格と同じくする。

設立当初よりほとんどの組合は、組合員自らの事業への参加・従事は守られてきたが、昭和50年代後期より、山村部の若年人口の都市への流出、市街地近郊部における相対的経済性の低下による山林経営価値観の低下、兼業者の第2次産業・第3次産業の専業化による組合有林作業への従事時間制約など、経営条件はますます悪化し、作業出役を確保するため、組合役員は大変な努力を要し、ますます困難の度合いをましてその相対評価をもってして考慮するならば、後代への引継ぎが不能となる事態も生じている状況となっている。

#### [3] 整備事業による成果と課題

##### (1) 整備による事業成果

- ・経営内容の組合員への公開公平化が図られた。
- ・地区民が森林育成に参加する機会が多く与えられた。
- ・入会林野整備終了後、地積調査測量によりさらに精度の高い測量ができた。
- ・土地利用の有効度が高くなった。
- ・地域住民の自主活動による林野の高度活用が図られた。

##### (2) 現状での課題

- ・農林業など第一次産業の収益性が相対的に低下し整備の基本方針が策定しづらい。

・法人税の負担増向は、協業組織の育成がすすまない。

・測量調査事業をすすめるにあたり、その高精度化が求められている。

・林野の高度利用をはかるに長期展望ができていく。

##### (3) 生産森林組合に対する税法上の恩典とその運用

設立当初よりほとんどの組合は組合員自らの事業への参加、従事してきたが、昭和50年代後期より、経営価値観の低下、育林作業への従事時間制約など組合運営に役員は大変な努力を要し、後代への引継ぎが不可能となる事態も考えられる。さらに昭和60年代になり、税制負担の増加はその経営に大きな負担となった。地区組合長会を結成し対策を進めたが、結局その運用により、対処することに留まった。

日田、玖珠生産森林組合連絡協議会

①日田、玖珠地域の87組合で平成5年10月1日に設立。

②組合の地位の向上、組合の経営の研究、組合の連絡協調と親睦等を目的とする。

③事務局を会長の住所を管轄する県地方

振興局の林業課に置いている。（\*現在、日田林業課におかれ、実質の事務は県の囑託が行っている。）

#### [4] 今後の整備対象の活用展開

##### (1) 台風被害の復旧と生産森林組合の組織役割

近代稀にみる被害と経営環境の厳しさのなか、被害復旧の度合いが異なるが、整備終了地にあっては、市の森づくり、分収造林制度の活用、適地適木の植栽、造林補助制度など運用により、復旧の度合いが高い。その事業展開は、入会林野整備により誕生した生産森林組合組織の役割は大きい。

##### (2) 治山・治水から転じて治政の展開

入会林野整備をすすめ、林業的利用へと転換が図られ、地域住民の生活と経営基盤の安定へと歩みをすすめる今日、長期に亘る経営を求められる森林育成が治山・治水の役割を果たす、政治の展開に求められる課題があまりにも多い。

長い経済変動のうねりのなかで入会地が形を変えても、その果たす地域での役割は益々重要度を高めると考えられる。





入会林野等整備年度別総括表

日田市

整備年度	整備件数	面積		入会権者数	整備後形態		
		登記簿	実測		生産組合	個人分割	記名共有
43	1	52,5619	60,7590	217	1		
44	2	8,6944	31,3593	69	1	1	
45	4	212,2668	121,7384	568	4	1	
46	1	4,5646	16,5400	54	1		
47	9	139,6298	148,6954	514	5	7	
48	5	76,5699	107,7333	127	3	4	
49	4	53,1760	37,7730	247	2	2	
50	5	164,1459	244,1532	297	3	5	
51	4	31,8787	151,5301	260	2	3	
52	2	32,7739	59,3942	77	1	2	
53	1	5,9702	27,6570	14		1	
54	3	53,6333	54,6432	122	1	3	
56	1	3,3614	3,3026	9		1	
57	3	176,4055	176,4055	558	3	2	
58	1	34,7656	34,7656	172		1	1
H元	1	27,4420	26,6712	49		1	
5	1	3,8564	3,8564	9		1	
6	1	50,7831	50,7831	25			1
計	49	1,132,4794	1,357,7605	3,388	27	35	2
平均		23,1118	27,7094	69			

生産森林組合設立の推移

年度	組合数	組合員数 人	経営面積 ha	1組合当たり		出資金	
				組合員数 人	経営面積 ha	1口金額 千円	総額 千円
33	2	577	161	286	81	4	2,064
36	2	756	703	378	352	37	27,600
37	1	184	29	184	184	0.2	37
44	2	263	74	132	37	60	15,807
45	3	457	284	152	95	51	23,524
46	2	81	62	41	31	41	3,316
47	2	104	55	52	28	133	13,829
48	6	173	281	29	47	70	12,191
49	3	132	140	44	47	130	17,149
50	6	217	354	36	59	123	26,718
51	2	191	55	96	28	6	1,088
52	2	59	53	30	27	92	5,440
54	1	74	140	74	140	182	13,468
57	1	157	22	157	22	20	3,140
58	1	86	54	86	54	48	4,128
計	36	3,511	2,467				169,493
平均値				98	69	48	4,708

※ 昭和44年度以降の生産森林組合はすべて入会林野近代化法に基づく権利関係の整備により設立されたものである。

入会地盤登記の問題点

西南学院大学 江 淵 武 彦

I 不動産登記と入会地

入会地の問題につき、現行不動産登記制度においては、2つの問題がある。その一つは、入会集団名義で土地所有権登記ができないということ、もう一つは、入会権の登記ができないということである(不動産登記法1条参照)。前者は、権利主体が登記簿に公示できない、後者は、その権利内容が公示できないということを意味している。したがって、入会地の登記については、単独または複数の代表者個人による所有権登記、もしくは入会集団構成員らによる記名共有登記とされていることが多い。

もっとも、入会地の表示登記における所有者の欄(登記簿表題部所有者欄)に「大字〇〇」と記載されていることがあるが、これは、入会集団が所有権者として公示されたことにはならない。表示登記の目的は、当該不動産の現況(所在地、地積、地目など)を明らかにし、権利登記の目的は、いかなる者にいかなる権利が帰属しているかを公示するところにある。つまり、表示登記と権利登記の目的は本質的に異なるのであり、表示登記上の所有者の表示は、権利登記としての性格を有しない。

このように、入会地の権利主体(入会集団)や権利内容(入会権)が登記簿に反映しないところから、入会集団関係者の中に不安を持ったり、登記に対する無理解から、紛争を生ずる例が珍しくない。

この報告では、不動産登記(権利登記)

の性格および入会地盤登記と入会権の関係を明らかにし、登記に関して入会権者がどのように対応したらよいか、入会地盤の登記簿をどのように読むべきかといった問題を考えてゆきたい。

II 入会権と登記に関する論点

入会権と登記に関する具体的な論争を類型化すると、次の通りである。

① 入会地が単独または複数の代表者の個人名義となっている場合、この登記名義人が当該土地を自己所有財産として主張し始めた場合、入会集団は争えるか。

② その者が死亡して相続登記が行なわれた場合、入会集団はその相続人と争えるか。

③ 代表者としての登記名義人や記名共有名義人が集団外の者に移転登記した場合に、入会集団はこの者と争えるか。

④ 入会集団の中で登記上の共有持分を有する者とそうでない者がいる場合、有しない者は無権利者か。またこれを有する者との間で権利に差があるか。

⑤ 地域外転出者がいまだに登記上は権利者となっているが、入会集団はこの者の権利主張を認めなければならないか。

これらの問題を考えるために、まず不動産登記の性格を踏まえた上で、入会地と登記の関係について考えたい。

III 権利の形式と実体

不動産に関する権利は、形式的には権利登記によって社会に公示される。しかし、この形式がつねに実体を伴っている

とは限らない。これは、権利の形式面（登記名義）と実質面（前者を「登記上の権利」、後者を「実体上の権利」と呼ぼう）が、それぞれ不動産登記法と民法という二つの法の原理に支配されるからである。原則的には、前者が後者に従うけれども、そうでないこともある。理想的には、両原理は完全に一致すべきであるが、必ずしもこれが一致しないという現実が存在するのである。以下は、その例である。

① 「実体上の権利」は「登記上の権利」が移転しなくても、当事者の意思だけで移転させることができる（物権変動における意思主義—民法176条）。

② 売買等の当事者が権利登記に関する申請手続きをしなければ、「実体上の権利」が登記に反映しない。この申請を強制することはできない（権利登記における当事者申請主義—不動産登記法25条）。

③ 法人でない団体が所有する不動産（実体上の所有者は当該団体）につき、団体名義での所有権登記ができない。

④ 登記名義人たるべく選出された非法人団体の新代表者は、旧代表者に対して団体不動産に関する移転登記請求権を有する（最高裁昭和47年6月2日民集26巻5号957頁）。これは、実体上の権利者（＝団体）でない者（新代表者）に登記請求権を認めるということである。

#### IV 権利登記手続上のルールと登記の性格

入会権と登記の問題を考えるためには、権利登記の性格を把握する必要がある。さらに、その前提として、その申請

手続上のルールを明らかにしたい。

##### (1) 書面による形式審査主義

表示登記の場合、登記手続が義務付けられており、また、登記官には、事実関係を調査する権限が付与されている（不動産登記法50条）。固定資産税の納税義務者が表示登記を懈怠するとその賦課を免れる危険性があるため、このような制度が設けられている。しかし権利登記の場合には、このような事情がないから、登記官に事実関係の調査権限が付与されず、前述のように、原則として当事者の申請に委ねられ、しかも、登記官は提出された申請書面の形式審査をすることしかできない。たとえば、登記原因※を売買とする移転登記申請が代理人によって行なわれた場合、登記官は当事者を出頭させて真実売買があったかどうかを尋問することができない。

※ 登記原因とは、登記上の権利変動の原因たる法律行為または法律事実である。たとえば、AからBに不動産が売却された場合、AからBへの移転登記につき、登記事項欄に「平成〇年〇月〇日売買」と記載される。当事者は、登記申請書および登記原因証書に、この登記原因を明らかにして、登記申請する。

##### (2) 登記の非公信力性

A所有の不動産につき、Bが偽造書面によってAからBへの移転登記を経由し、Cに所有権登記を取得させた場合、Cが善意無過失（不注意なく事情を知らなかった）の場合であっても、Cを保護して実体上の所有権取得を認める規定がない。これをもって、「登記に公信力がない」と表現する。これは、上記のごとき、Bによる不正な登記申請であっても、それが書面の上で適法であれば受理される

こととなり、不動産登記法の上で、このような登記申請を防止する究極の手段が講じられていないからである。

#### V 入会権が登記に左右されないことの具体的意味

以上の点から、入会権と登記の関係について次のような指摘をすることができる。

① 入会集団による所有権登記、および入会権登記の双方が認められていない現行不動産登記法のもとで、代表者個人による所有権登記は「実体上の権利」を反映するとはいえないから、当該土地が入会地であるという証明ができれば、入会集団は登記名義人と争うことができる。

② そうである以上、名義人が死亡しても相続は開始しない（その財産は相続財産ではない）から、入会集団は相続登記の無効を主張することができる。

③ 登記に公信力がないという原則から、部外者が知らずに「登記上の権利」を取得しても、「実体上の権利」を取得できない。

④ 記名共有名義である入会地につき、転入者や分家が新たに仲間入りを認められたところが登記上の共有持分を取得していないという場合、入会権という「実体上の権利」の取得に関する集団の意思が明確であれば、入会権が慣習に従うという民法263条の原理により、この者は入会権を取得したというべきで、不動産登記法の原理に支配される登記上の持分の有無はこれに関係しない。また、特別の慣習がなければ、持分登記の有無は、原則として入会権の質に差をもたらさない。

⑤ 入会慣習が法律と同等の効力を有

することを認める民法263条は、文字通り、民法の原理であり、したがって転出者は、この原理によって失権し、何の登記手続もとらなければ、その者に実体のない登記という形式が残る。これが転出者の有する登記の正体である。したがって、入会集団はこの者がいかなる権利も有しないことを争える地位にある。もっとも、この者に「登記上の権利」を放棄させるためには、不動産登記法の原理に従った登記手続が必要となる。

#### VI 団体資産に関する登記原因

(1) 入会地が登記に左右されないにも関わらず、必ずしも入会地が現在の入会権者名義となっていないという点につき、入会権者や行政担当者の中に根強い不安感がある。そのために、この不安を解消するために入会整備が行なわれるという側面があることは否定できない。しかし、入会整備によらない方法として、この研究会において、岡森昭則氏（九州大学農学部）や川原祥治氏（福岡市森林公社）により、「委任の終了」という登記原因を活用する方法が述べられてきた。そこで、この登記原因の基本概念と法務省民事局における最近の傾向について述べたい。

(2) 昭和41年に地方法務局から民事局あてに、法人でない団体の財産の登記に関する照会が行なわれている、照会内容は、法人格のない社団所有の不動産につき、その構成員の数名を所有権登記名義人としていたところ、これをそのうちの1人の単独名義に改める際の登記原因は何か、というものである。これに対して、民事局長により、登記原因を「委任

の終了」とするのが相当という回答が発表されている(昭和41年4月18日民事甲第1126号民事局長電報回答)。これが、「委任の終了」に関する最初の民事局の見解である。

「委任の終了」という登記原因の創案者は、香川保一氏と思われる。同氏は、民事局参事官在任中、最高裁昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁判決に関する論文\*の中で、法人格なき社団の代表者名義となっている不動産につき、その代表者交替の際の登記原因は「委任の終了」となるという見解を明らかにしている。おそらく、これは、民事局による準公式見解だったのではないか。

そうすると、「委任の終了」を登記原因として、AからBへ移転登記されている場合、その不動産は、理論的には非法人団体の資産と解すべきことになる。私は、平成2年に、この見解を問う論文を発表した(「非法人団体資産の登記と『委任の終了』登記研究508号・509号」)

\* 香川保一「人格なき社団の成立要件とその財産の帰属関係及び登記方法」登記研究211号12頁以下

(3) 最近、この登記原因に関して、法務省民事局第三課で座談会が行なわれ、その内容が公開されている(登記研究577号49頁以下)。その中で、私の上記見解は否定的に扱われている。以下、その部分を紹介すると次の通りである。

D 「委任の終了」という登記原因を書いているということは、それは実質、権利能力なき社団(引用者註-法人でない社団のこと)の所有であることを登記が認めていることにほかならない、要は、権利能力なき社団から代表者が委任を受けたということをいっているのであ

て、それで委任が終了して移転していく、だから、裏には、権利能力なき社団の所有というをいっていることでしょうかと考える人もいるわけです。

B それは違うんです。やっぱり多数決で決まるにしても、その多数決に従いますという意味表示があって、それが組織原理になっているわけで、それを民法では合同行為とかいっている、そこをとらえて表現する方法がないから、委任とっているだけではないですか。

(4) B氏が「それは違うんです」というように、「委任の終了」と記載された登記にそのような機能がないのなら、何故に、民事局は、その登記につき相続登記を受理できないという考え方を、登記研究誌上の「質疑応答」で明らかにしたのか(577号78頁)。登記名義人の固有資産だとするなら、相続登記は受理しなければならないのではないのか。この点についての座談会での討議内容は次の通りである。

G それ(引用者註-相続登記が受理できないこと)が実務上の考え方であったと思います。そもそも甲が委任の終了を原因とする移転登記を受けていると、乙へは相続では絶対行かないんだという考えです。47年の最高裁の判決によると、委任の終了という原因で甲に移転している以上は、甲の固有財産であるはずがないと言っています。

D 登記簿上、そう見るんだと、そう考えていたんですね。

B だからその命題の妥当性を議論しなきゃいけないですね。

G 最近ではむしろできるという考え方の方が多いと思いますが。

(5) つまり、この登記は代表者の固有財産ではないという、登記簿の解釈自体が問われ直さなければならないのだ、とB氏

およびG氏は主張しているのだろう。なお、同じく「質疑応答」において、相続登記がされた場合には、相続人から新代表者へ移転登記するのではなく、相続登記の抹消登記を経由した上で旧代表者から新代表者へ「委任の終了」を原因として移転登記すべきとの見解が明らかにされている。

これは、あくまで旧代表者は当該不動産の所有者ではなかったのだから、この者を被相続人とする相続登記は実体を欠くものだ(したがって抹消されるべきだ)という考え方にもとづいている。さらに、旧代表者から新代表者へ「委任の終了」を原因として移転登記をすべきだという見解は、団体、旧代表者、新代表者といった法律関係にもとづいて、正確に登記簿を作成すべきだとの観点にもとづいているのではないか。

このようなかつての民事局の姿勢に対して、現在の同局職員の見解は、次のように、相当に批判的である。

G 委任の終了というのは、どちらかという、ぎりぎりの妥協というか、ちょっと妥協しすぎたかなという感じがするけど、ほかに書きようがない。(略)

B 委任ではなくて信託的な譲渡があるというすれば、正に信託でなければならない。何かいかにも組合だとか債権的な関係を物権として公示したらおかしいんじゃないでしょうか。

A 個人対個人の場合の委任の終了による物権変動というのはあり得ますね。

G 委任の終了に伴う引渡しですね。委任の終了をして、前代表者が引き渡す相手の名義人となる代表者を決めたということですから。

B そうすると、委任の終了というのは、単なる登記原因にすぎないんだということですね、

物権的な拘束を考慮しているんじゃないんですね。

A そう思いますが、ただ、ここは約束ごとだから、そういうふうに登録所の方で決めたということが、公に明らかにされれば、以後はそういう約束ごとで動くということに、ぐるぐる回りの議論だけど、なるんですね。

B われわれはそういう物権的拘束を公示するところまで、腹を決めてやったんでしょうか。

A それは、いままでの先例だけでは、何もまだ言えないですね。

B それか、でも、確定力というところにかかり絡んでくるんですね。

## VII 結び

入会集団を始め、社会の中には法人ではない組織が多数存在する。さらに、これらが所する不動産につき団体名で登記できないことについて不安を感じ、あるいは、現にこのことが原因で訴訟となることもある。

そこで、法人でない入会集団の権利主体性を率直に登記に反映させるべきだという主張が生まれる。これは、形式と実体をできるだけ適合させようという理念にもとづく。現行登記実務の場で法人でない団体名義での登記が認められていないのは、代表者の権限の公証制度の不備、団体の印鑑証明や住所証明といった手続上の不備があるからである。だから、それを是正して、非法人団体名義での登記を認めるべきだ、あるいは入会集団を主体とした入会権登記制度を確立すべきだという立法政策論が生ずる。

現在の登記上の問題を過剰に心配するあまり、入会林野近代化法にもとづき、

無理に生産森林組合が設立され、挙げ句の果てに組合解散まで考えるほど苦慮している地域がある。「委任の終了」に対する本研究会での検討は、この問題に関するものでもあった。ただ、現在の民事局の姿勢は、上述のように、きわめて消極的である。

「委任の終了」という登記原因が発案された経緯は、おそらく、次のようなものであったろう。すなわち、団体の旧代表者から新代表者への移転登記の原因を「贈与」とすれば、虚偽の登記原因を記載することとなる。したがって、民事局としては、そのような指導をすることはできない。だから、民事局は、「委任の終了」という新たな（かつ特殊な）用語を創出することで、この問題を解決しようとした。これは、G氏が指摘するような「ぎりぎりの妥協」ではなく、登記簿にはなるべく実体を忠実に反映させようとする積極姿勢にもとづく。その登記簿を見る者が、登記簿の上に表れない団体の存在を事実上推定することのどこに問題があるのか。この推定は、いわゆる法律上の推定ではなく、あくまで単なる事実上の推定である。したがって、民事局は、推定する者のその姿勢に任せてよく、そのことで、法人でない団体を登記簿に浮かび上がらせてしまったと責任を感じる

必要はない。現在、とくに民事局が問題にしているのは、「委任の終了」が記載された登記における相続登記の不受理という取扱の適法性だろう。しかし、受理することによって、訴訟が頻発する事態を招いた場合、それこそ民事局は責任をとれるのだろうか。

私には、前述の民事局における座談会がきわめて混乱し、討議者が苦悩しているように見受けられる。その理由は、①社会に実体として存在している法人でない団体の権利主体性を認めようとしないうこと、②「登記上の権利」と「実体上の権利」が必ずしも一致しないことがあることを認めようとしないうところにある。

①はもとより、②のような問題は、前述のように、民法の基本原則（176条など）や登記に公信力を付与しない不動産登記法の原理から生ずる結果なのであり、法に支配される行政府としての法務省にその責任はない。したがって、民事局は、これらの現実を率直に認識し、その上で、できるだけ紛争が生じないように解釈論を展開し、また将来の研究課題として、前述のような立法政策論を検討すればよい。それによって、上記座談会におけるような混乱や苦悩は解消するのである。

## < シンポジウム >

司会 岡部清志（熊本県林政課）  
野村泰弘（徳山大学経済学部）

### 発言者（発言順）

矢野 達雄（愛媛大学法文学部）	西田 順（宮崎県延岡市）
宮本 宣彦（熊本県球磨村）	横山 賢（高知県西土佐村）
堂面 安広（広島県林政課）	岡森 昭則（九州大学農学部）
西森 正信（高知県入会コンサルタント）	岡 秀樹（広島県高円生産森林組合）
中尾 英俊（西南学院大学法学部）	北林 光昭（広島県黒瀬町）
河野日出男（宮崎県串間市）	鎗分 元三（広島県上小原共有林）
高濱 保二（長崎県五島支庁）	重石 巧（日田市森林組合）
道場 隆（岡山県林政課）	今井 健二（広島県林政課）
金山 毅（島根県林業管理課）	楠本 秀一（福岡県林政課）
池田 春幸（熊本県入会コンサルタント）	松島 義朗（鳥取県林務課）
松原 功（山口県入会コンサルタント）	平川 昇（佐賀県林政課）
石原 敬典（大分県林政課）	元長 貴司（宮崎県林業経済課）
堺 正紘（九州大学農学部）	山下 聖二（熊本県阿蘇事務所）
福川 哲（鹿児島県林業振興課）	田原 良英（福岡県福岡農林事務所）
枚田 邦宏（鹿児島県入会コンサルタント）	

### 1 球磨村における入会林野整備

① 整備件数の増減  
(矢野) 球磨村での入会整備は、昭和56年頃から低調となっているが、63年から再び増加している。その原因について聞きたい。  
(宮本) 確かに、57年から60年にかけて実績が上がっていない。昭和45年から60年にかけて測量を実施し、その成果に

もとづいて、整備可能な土地から事業を実施してきたが、整備が難しい土地が残されるという時期があった。63年から4年間、実績が上がっているが、この間、地元の熱意と県や法務局の指導により、事業達成に到った。やはり、入会整備の成果は、市町村レベルでの事務処理能力に依るところが多いだろう。  
(堂面) 球磨村において入会整備が一時的に低迷した理由として、入会林野の形

態の複雑化、多様化が上げられている。この点について、より具体的に聞きたい。(宮本) 昭和20年代から30年代にかけては、地元による入会林野の管理は行き届いていた。しかし、世代が交替すると、リーダーも少なくなり、管理が難しくなったという問題がある。また3代、4代前の登記名義が残っているケースがざらで、その相続人から確認書等の書類を提出してもらうのに困難をきたしたという事情がある。

## ② 入会権と登記上の共有持分

(矢野) 主に球磨村では、共有の性質を有する入会地についての整備を行なってきたということだが、整備前の登記名義はどのようなものであったか。

(宮本) 記名共有名義だ。

(矢野) 共有の性質を有しない入会地を対象とする事例、とくに登記が村有となっている土地を整備したという事例はなかったか。

(宮本) ない。

(矢野) 「第三者に持分を移転登記してしまったために、整備計画自体が困難となってきている」という問題について詳しく聞きたい。第三者とはどういう人か。

(宮本) 球磨村外の住民だ。

(矢野) もと入会権者で地区外に転出した者か。それとも、完全な部外者か。

(宮本) 部外者だ。

(矢野) 名義人が持分を部外者に売ったということか。

(宮本) そうだ。そのために、その土地が入会地かどうかの判定が難しくなってくる。

(西森) その点についての入会慣習はど

うなっているか。

(宮本) 町村合併前に、他町村の地区と一体的に管理していたところもあった。その場合には、その地区を含めて入会集団として取り扱った経緯がある。一般的には、その集落住民、移動があったとしても村内在住の者を入会権者として整備を進めた。

(西森) 地域に残っている人から抵抗はなかったか。なければ入会地ではないということになると思うが。

(宮本) 個人的に売買をした例の中にはある。その場合、入会地という判断をしてよいかどうかは、問題になるだろう。

(中尾) 球磨地方は、入会地の登記が記名共有名義となっているケースが大変多い。問題は、一部の登記上の共有持分が外部に移転している場合、これは入会慣習に反するのではないか、そのようなケースが多ければ、その土地は入会地ではなく整備の対象とできないのではないか、という点にあらう。ところで、球磨地方の入会地では木庭作が多かったという事情がある。このような入会地については、部落有林野統一の対象とならなければ、記名共有名義で登記されることが多かったのではないかと推測される。そこで、球磨地方の入会整備事業において、多くの登記上の共有持分が流れている例で入会整備が可能だったか、それとも断念したかという点を聞きたい。

(宮本) 多数の者が持分登記を部外者に移転したというケースはない。ただ、そのような移転登記を受けた者が後で所有権を主張するということがあると困るから、そのような土地を除外して申請した

という経緯はある。

## ③ 近代化法の周知

(河野) 宮本さんの報告の中で、「整備上の問題点」として、入会整備事業について知らない地域があるという点が指摘されている。これに対する行政としての対応策について聞きたい。

(宮本) 昭和60年頃、区長を通じて当該地区の調査を行なった。昭和60年から地籍調査を進めるにあたり、現地での懇談会を催し、検討・協議するという方法を採用した。

## ④ 調査測量費

(河野) 入会地の調査測量費の問題を指摘しておられるが、球磨村における入会地の測量費・1haあたり5万円というのは、林野庁による単価だと思うが、委託業務に出した場合に、苦しいということではなかったか。

(宮本) 5万円という金額は、確かに県・林野庁から示されたものだが、3つの測量会社に見積りを求めたところ、1haあたり10万円ほどの単価提示が返ってきた。ただ、5万円の金額が妥当かどうかの問題は別として、今回の分筆測量は、地籍調査が終了した後の事業であり、まったく白紙の状態からというわけではなかった。つまり数値を光ディスクに入れているので、これを利用して分筆測量し、それにデータを入力するという作業で処置できる。この点、前述の3社の中の1社と協議し、5万円の単価で押さえたものだ。

## ⑤ 下球磨地区における入会林野整備促進協議会

(河野) 下球磨地区4ヶ村で入会林野整

備促進協議会を設置する際、法務局人吉支局内に入会担当職員を配置されている。その費用を4ヶ村で負担しているが、これは、各村ごとに等分して負担したのか。それとも、入会地の面積に応じて負担したのか。

(宮本) 基本的には等分負担だ。

(河野) 臨時職員は通年雇用によるのか。

(宮本) そうだ。

(高濱) その職務内容はどのようなものか。

(宮本) 字図、登記簿の閲覧や謄抄本の交付申請、その他、各種照会といったものだ。

(道場) 協議会設立の経緯について聞きたい。

(宮本) 市町村間の横のつながりや、法務局や研修会における情報交換がきっかけだったようだ。

(金山) 整備が進んでいないという事情として、市町村の担当職員の交替などが理由として上げられるが、協議会の設置は画期的なことだと思う。この組織が果たしている役割を紹介してほしい。

(宮本) 9月と10月に研修会を開いている。法務局や県から担当者を派遣してもらい、事務レベルの勉強会をしている。法律的な勉強するのは当然のことだが、それ以前に計画書作成方法を学ぶ必要がある。余談だが、私もこの研究会に初めて参加するにあたり、準備の参考とするために、これまでの会報を読んだ。内容としては、かなり高いレベルだと感じ、適切な発表ができるか不安だった。やはり、この研究会においても、計画書作成にあたっての問題点など、より具体的な問題もテーマとしたらよいと思う。協議

会は、このような計画書作成に関する具体的な勉強を目的としたものだ。

(池田) 私も統括登記官を勤めている関係で、この協議会に参加して、2時間半ほど、民法や不動産登記法について話をした。そのほか、登記に関する懸案事項について質疑を受けた。この研修会では、このような勉強もしている。

司会(岡部) 私もその会に参加した。入会林野については知らないことも多く、たいへん勉強になった。非常によい仕組みだと思う。

#### ⑥ 整備前後の利用形態

(松原) 宮本さんの報告を聞いて、個人分割が多かったのではないかと推測した。個人分割のケースの場合、すでに割山利用が行なわれていたことが多い。そこで、球磨村の場合、割山利用の追認という形だったのか。それとも、新たに分割の協議をしたのか。

(宮本) すでに割山利用が行なわれていた。戦前においては、球磨村では共同利用が多かったが、昭和30年頃から割山にもとづく植林利用が始まった。その山林が伐期もしくは間伐期を迎えている。

(堂面) 我々も入会整備を実施してきた過程で、生産森林組合を手がけたが、よく活躍している組合と不活発な組合に分かれ、かなり温度差が生じているようだ。この点について、追跡調査を実施していないか。

(宮本) 整備が終了した地域については、調査を実施していない。個人分割した山林については、所有権意識が明確になり土地に対する愛着も生じて、管理が進んだところもある。

(堂面) 生産森林組合と個人分割という二種類の経営方針として、球磨村としての方針を聞きたい。

(石原) 生産森林組合設立の方向性はなかったか。

(宮本) 球磨村では、昭和30年頃からの拡大造林事業にともない、割山利用が進んだ経緯があったので、整備後の経営形態としては、個人分割という方向へ向かった。

司会(岡部) 生産森林組合か個人分割かという問題について広く意見を聞きたい。

(西森) 高知県の政策は、個人分割を原則とした。しかし、共同造林が進んでいる山林については、例外的に生産森林組合方式に依った。このように、組合方式か分割方式かという問題は、山林の状態にもよると思う。共同造林した土地を個人分割するのは困難だろう。

(堺) 生産森林組合方式には、法人税や収益の有無といった財務上の問題があるので、この方式に躊躇する見解が多い。そこで、江淵さんの報告にあった「委任の終了」という登記原因に着目する方法、つまり、入会集団をそのまま再生するという方法が考えられる。これまで、入会集団が残っているのは、必然性があるからだ。たとえば、集落の機構を維持し、道路や水路といった生活や生産のための基盤を確立するために財源が必要である。入会林野は、そのための財産としての側面を持つ。したがって、やみくもに入会整備してしまうのは問題がある。この研究会は、入会林野に関する研究組織であり、必ずしも入会整備のためのものではないから、整備後の経営形態の問題

だけでなく、入会集団の再生という方向も検討の範囲に入れて考えるべきだ。

(福川) 整備前と整備後ではどのように変化したか。

(宮本) 戦前は里山として管理されていた。昭和30年代まで、薪炭林としての利用が多かった。その後、杉の植林を目的とした割山利用が多くなった。そのため、個人分割を望む地元民の意向が入会整備に強く反映した。

(福川) 行政としてどういう施策をとったか。

(宮本) 分割地において、植林が活発化する施策、具体的には除間伐を徹底するという施策がそれだ。

(枚田) 共有名義となった土地では、割山利用が行なわれていなかったのか。

(宮本) 確かに、割山利用されている土地を中心として、入会整備が進んだという面がある。ただ、そうでない土地について、共有名義にしたいという地元の意向がある場合には、当然にそのように整備が行なわれた。

(枚田) 生産森林組合の基本的な在り方は、毎年収益を上げることを目的とした経営体ということだ。だから税金もかかるし費用も出さなければならない。会計がそのような形になっている。集団的な管理を継続したいという入会権者の意識が働く場合、これまでの入会集団に近い形態である生産森林組合方式が採用される。ただ、この集団的管理の継続という入会権者の目的と、経営体としての生産森林組合の性格の間に矛盾があるのではないか。入会地を集団財産として管理するためには、生産森林組合方式はその受

皿としてのよい選択肢なのだろうが、この矛盾を了解した上でそれを選択することが必要だろう。球磨村の入会整備は、割山を中心とした事業だとすると、近年の整備面積が少なくなっているのは、割山利用地の整備が概ね終了し、集落による直轄地への整備の段階へ移ってきたが、なかなかそれが進んでいないという事情があるのか。

(宮本) 確かに、割山利用されてきたところから整備をしたという経緯はある。しかし、共有名義を希望する地区もあり、その場合には地元の意向に添った。

(枚田) そのような地区は、個人分割ではなく集団直轄が行なわれていたのか。

(宮本) そうだ。

(西田) 共有名義はどのくらいの人数か。

(宮本) 「誰々外15名」というように、10数人程度だ。

## II 西土佐村における入会林野整備

(横山報告)

### ① 整備前後の利用形態

(河野) 橘地区での整備においては、46年に86haが個人分割、平成8年に残りの山林のうち、大半の74haについては生産森林組合方式が採られたという報告だった。同一地区で異なった2つの方式が採られたわけだが、それはどのような事情にもとづくのか。

(横山) 前者については、すでに割山利用が行なわれていた。それが個人分割をした理由だ。残り75haのうち、74haは集団直轄利用地で個人分割は考えられず、生産森林組合方式が必要だった。平

成8年の整備では、1haだけが個人分割の対象となっている。これは、前回の入会整備に漏れた土地で、国土調査によって判明したものだ。

(矢野) 生産森林組合の運営については、法人住民税や事務処理の問題が指摘されてきた。愛媛県では、かつては生産森林組合方式を採った例もある。しかし、近年は整備が少なくなっており、それが実施されても、個人分割される例がほとんどだ。橘地区において、あえて74haについて、生産森林組合方式を採った理由は何か。積極的な山林経営の意欲があったのか。

(横山) このような土地について、権利関係を明確にしたいという理由にもとづくのであり、組合に出資して積極的に山林経営にあたりたいというものでもない。

(矢野) 管理に大勢の人手が必要だったという事情はなかったか。

(横山) 集団直轄地については、前述のように、杉檜の造林地が11ha、クヌギが39ha、公団造林が20haとなっており、一番若い山林でもクヌギの12、3年生の植林地である。これらの土地については、ほとんど手間がかからず、組合員による出役は、年間1、2日で済んでいる。

#### ② 生産森林組合の経営状況

(矢野) 生産森林組合のマイナス面、すなわち税金や事務処理の問題について聞きたい。

(横山) 組合設立前に、生産森林組合に関する説明を十分にしたもの、組合員一人一人が完全に理解しえたかどうかは疑問だ。それでも、大まかには理解して貰えたと思う。役員に対しては、色々な

事例を参考にして対策を立てている。

(岡森) 西土佐村・薮ヶ市地区において、個人分割地が109haであるのに対して、わずか9haの土地を対象に生産森林組合が設立されている。その事情について聞きたい。

(横山) 109haについては、以前から割地利用がされていた。9haについては、すべて30年以上経過した植林地で、分割が不可能であった。

司会 (岡部) 生産森林組合関係者から、組合の現状や課題について聞きたい。

(岡) 岡山県の高円生産森林組合は、157haの森林を管理している。管理費用の支出ばかりで、まだ収益がないという現状だ。組合員は、年に一回、出役しなければならない。しかし、組合員の高齢化が進み、かつ後継者が不足している状態であり、3分の1ほどの出役しか得られない。不参加者は出不足金を支払わなければならないが、その資金をもって町の森林組合に管理のために必要な作業を委託している。租税公価として、法人住民税の均等割・18万円、山林以外の固定資産税・3万円程度を支出している。高円地区に自衛隊施設があり、そこから年間100万円ほどの収入がある。これを生産森林組合が借り受けるという形で取得する(組合の貸借対照表上、借入金としている)。このように、資金面での苦勞が多く、解散したらどうかという意見も出る一方で、存続させるべきだとの意見もある。現在、諮問委員会をつくって、組合の将来に関する協議をしているところである。

(北林) 広島県黒瀬町の大多田生産森林

組合は、松茸生産を収入源としている。しかし、近年の松枯れによって、収入減を来し、税金納入に難渋している。ただ、解散の話が出てはいない。町内には、組合所有地の一部を他に貸付けており、その賃料収入があるので、現在はそれで凌いでいるというところもある。

#### ③ 入会地における登記の一例

(鎗分) 私たちは、公簿面積110町歩、実測400町歩の山林(入会地)を管理している。この土地については、土地台帳に上小原共有地と記載され、未登記であった。その後、「上小原共有地」として、代表者や〇〇外何名という記載なしに登記した。昭和31年頃、規約をつくり、その後40年間、権利者300名、役員34名として管理してきた。権利者は転出すれば失権し、転入者は5年間居住すれば権利取得することになっている。保安林指定を受けているので、固定資産税はかからない。昭和35年、東洋パルプとの間で300町歩について分収造林契約を結び、年1300万円ほどの人夫賃をかけて、300名の中から作業に出てもらい、22年かけて松の植林をした。この間、2億5000万円ほど、地元で労務賃収入があった。現在、山林の管理は東洋パルプがしているので、道路の修理費収入の程度しかない。それでも、山林内に庭石としての商品価値をもつ岩石があり、価格にすれば億単位であろう。資金が必要な場合には石を売ればよいという状況である。現在まで、何ら紛争もなく管理を続けることができた。

(矢野) それは、登記簿甲区における登記において、そのように記載されたとい

うことか。

(鎗分) その通り。「上小原共有地」名義で所有権登記をしている。この登記を前提に、東洋パルプとの間で分収造林契約を結び、同社に地上権を設定してその旨の登記をした。現在の登記制度においては、代表者〇〇外何名という方法でないと登記所が受け付けない。しかし、法務局で半日かけて倉庫を調べたら、明治42年通達が出てきた。もともとは、大字上小原であったものを、この通達にもとづいて「上小原共有地」として保存登記した。その中に、もと上小原尋常小学校跡地があったが、これによって売却した。

(矢野) 保存登記はいつか。

(鎗分) 昭和34年だ。

(松原) それ以前は未登記だったのか。

(鎗分) そうだ。10件ほどそのような土地があった。

### III 日田市における入会整備と森林経営 (重石報告)

#### ① 生産森林組合の状況

(岡) 生産森林組合の収入について聞きたい。

(重石) 日田地方は、平成3年に大きな台風災害を受けた。現在、被害木の整理のため、組合員が労務を提供している。その補助金により、一応の収入は確保しているが、今後、立木売却による大きな収入を期待することはできない。災害補正が終われば後の問題は大変だと各組合は受け止めている。私たちは、100haほどの山林を所有する生産森林組合だが、組合員の出役は、1日か2日にすぎない。

被害木整理の補助金が比較的高額なので、この時期に経営意欲を高めるため、研修を重ねているところもある。今後の経営の問題だが、日田市の森林2万haのうち、もともと、入会地は8000haある。その中には、生産森林組合を設立した地域もある。入会地は、もとは部落の採草放牧地であった。本来の性格からすると、森林を育成のためにはいかなものかと思われる土地である。共有林について公益的機能という意味において、保安林としての指定を受け、固定資産税の免除を受けている。われわれの地元もそうである。他には、貸付けによって収入を得ている組合もある。今後の組合の運営方針として、自力造林の他、公社造林や公団造林も考える必要がある。

(岡) 法人税の負担について聞きたい。

(重石) 法人住民税均等割は、昭和53年に私が問題提起した時期はあまり高くなかったが、最近はかなり高額になっている。そのために、この研究会でも、解散を考える組合が出ているという報告があった。しかし、解散にあたっては、税法上の問題もあり、解散しようにもできないという、経営規模の小さな組合があることも事実である。

(岡) 脱退者はいないか。

(重石) 脱退を希望する者もいる。払戻金は出資金を限度としている組合が大部分である。

(今井) 県や町から税法上の恩典を受けているか。

(重石) 法人住民税について減免を申し入れたが、法律上、難しいということで、恩典を受けることはできなかった。

## ② 生産森林組合連絡協議会

(今井) 生産森林組合の連絡組織について、さらに詳しく聞きたい。

(重石) 平成4年中頃、バブル崩壊の関係で、生産森林組合に対する税務調査が入り、3組合がその対象となった。生産森林組合は森林経営の収益が従事割配当により恩恵を被るのであるが、山林等の一括譲渡のケースがあり、この点が問題となった。生産森林組合から言わせれば、所有山林は共有林の延長である。これに対して、税務当局の見解は、みなし法人として法人税の対象となるというものだ。結果的には、土地譲渡という形になった。このような大きな問題に対処するために、日田・玖珠における87の組合で、平成5年に、日田・玖珠生産森林組合連絡協議会を設立した。大分県日田地方振興局に嘱託職員を起し、連絡調整や経理事務の指導援助を受けるようになった。税務対策についての要望の展開は、この協議会による。生産森林組合の経営の実情について、税務当局に理解を求め、当方も法で許される範囲の運用をはかる。そのようにして、決着をみた。大分県からは、このような支援を受けている。

## ③ 測量調査の精度

(河野) 測量調査においては、精度の高い測量が求められている。地籍調査の前と後で、どの程度の誤差があったか。

(重石) 5%内外だったと思う。基本的には、個人分割の時には、当事者の立合のもとに、分割線を、二重分割なり三重分割するわけだが、二ヶ所を別々につくって最も評価点が良い場所と悪い場所を組み合わせて、最初に場所の抽選をする

順序を決めて抽選をする、さらに抽選をして、場所の確定を行なう。そのときに、個人分割の測量については、当初は自分たちで実施していたが、日田市森林組合に協力を得ることができ、1区画は0.5haから1ha程度であるから、さほど誤差が問題になることはなかった。むしろ、その後、割当てを受けた者がどの程度熱意をもって経営するかが問題だ。

## ④ 日田市における公益保全林整備特別対策事業

(河野) 日田の方では、整備後、市の森づくりや、分収造林などの活用が行なわれているとのことだった。その他、農林業上の活用は図られていないか。

(重石) 市の森づくりは、公益保全林整備特別対策事業にもとづき、平成5年から7年にかけて、56haほど市が森林を買い上げて実施している施策である。また、公団造林も推進している。それ以外は、やはり林業的な利用だが、梨の栽培など農地としての利用や、畜産団地への貸付け利用をしている。バブル時代に盛んであったリゾート施設建設などの利用はない。

## ⑤ 森林経営の中の災害対策

(塚) 重石さんより、平成3年の台風災害とその後の問題について、報告があった。生産森林組合の評価については様々だろう。枚田さんが指摘されたように、入会の実質を残すために生産森林組合が設立される傾向がある。しかし、私は、現存する入会林野をマイナスイメージだけで語るのはいかなものかという思いをもってきた。重石さんの報告からは、積極的な評価姿勢を感じた。その点を具

体的に聞きたい。日田地方における生産森林組合所有の山林は、もともと採草地であって、杉や檜を植えたから台風の被害を受けたのだというのが重石さんの持論だ。そこで、生産森林組合の山林とそれ以外の山林を比較して、被害率に差が見られるか。それが実証されれば、適地適木とはいえない無理な土地利用が行なわれているのではないか、という問題の指摘が可能となるだろう。

(重石) 戦後の拡大造林地は不健全な林相を示しており、災害に弱いという面があった。平成3年9月27日の台風は、まさに、そのような森林に対して、いわばボーリングにおいて、ピンにボールを突入させるようなもので、その爪あとは、マッチ棒をまきちらしたような状況であった。入会地もそれ以外の造林地も、被害の状況に差があるわけようには思われない。

(塚) 平成3年の台風の時期は、材価が低迷していたので、私は、復旧造林に対する意欲が薄いだろう判断していた。しかし、実際には、造林は活発で、復旧計画はほぼ達成された。ところで、この研究会で、組合員の出役状況が悪化している事実の指摘が何度もなされた。被害木の搬出は、ベテランの作業員ですら死亡事故を起こすような大変な作業であった。これについて、組合員の対処はどうだったか。生産森林組合がある程度のところまでは復旧作業に携わったのか、それとも、森林組合等に委託したのか。これは、生産森林組合の評価という点について参考になる問題だ。

あの未曾有の災害に対して、組合員が復



旧造林に対してどのような態度だったか。(重石) 一般造林地の中で、杉の育成状況の良い土地については、県内外の森林組合の作業班の支援を得た。生産森林組合において、リーダーシップがしっかりしているところは、早急な復旧ができた。日田市は、市街地、周辺部、山村部に分かれる。周辺部から山村部の生産森林組合においては、木起こしから始めた。森林組合の作業班への依頼を始め、森林整備センターや地区外の作業員に依頼する土地の区分を定めた。森林組合への災害復旧申し込みをした熱意のある地域から取り組み、かなりの被害復旧ができた。生産森林組合による直接の復旧作業は、被害当初の年をみれば、年に10日出役した地域もあれば、3日程度のところもある。出役の見返りという意味を含めて、かなり遠方まで研修旅行に出掛け、この機会に共同意識の涵養に努めている組合もみられる。被害木整理は、基本的には生産森林組合や市の森林組合にお願いしなければならない。しかし、跡地の造林については、分収造林を進めたいと思う。

司会(岡部) 生産森林組合の出役で被害木整理が可能だったところもあり、市の森林組合に委託したという地域もあるということか。

(重石) そうだ。被害木整理までは何とか可能だ。しかし、その搬出を必要とする部分については、森林組合の支援が必要だ。

(堺) 重石さんは、入会整備によって誕生した生産森林組合の役割は大きいと評価されている。これまで話された中で、

どの点を評価しておられるか。

(重石) 被害復旧において、補助金の受け入れは森林組合だ。しかし、事業を実施するのは生産森林組合である。問題は跡地造林である。生産森林組合が土地所有者として、あるいは造林者としての立場において、土地を生産森林組合所有地としてきちんと整備しておけば、十分に役割をはたすことができるだろう。

(楠本) 組合の山林に隣接する土地の名義人なり所有者なりと境界決定する場合、それらの人の中には会社勤めの人もいるだろう。そのような人に出てきてもらうに際して、報酬など支払ったか、そのような作業をスムーズに進めるために工夫はされたか。

(重石) 個々の整備組合で対応している。市としては、とくに手当等を支給したことはない。それぞれの勤務時間に合わせて対応していると思う。

#### IV 残存する入会地の取扱い

(松島) 入会整備が着手後停止している事例や、着手に到っていない事例などがあるだろう。各報告者からそれらに対する整備の考え方について聞きたい。

(宮本) 球磨村では個人分割中心の政策であった。今後の方策としては、国土調査と平行して、入会林野を確認しながら実施することになる。分割をするにあたって、測量と一緒に進めようという方法を考えている。現在は2年めだが、地籍調査の時に、同じ業者に同時に現地の分割測量させるという取り組みを行なっている。残された土地は、測量の問題でひっ

かかっていたものだ。国土調査・地籍調査合わせて検討する必要がある。以前より500haの入会地が残っている。これについて、どのように整備を進めるかという協議をしてきた。一括してこれほどの面積について整備事業を行なうということは難しい。そこで、逐次、国土調査の中で、面積をしぼって、3年計画あるいは4年計画というやり方をとれば、整備は可能だろう。

(横山) 西土佐村の場合、15地区の整備を行なった。その他の地域は、整備の意思がない。立花地区をもって整備計画は終了した。

(重石) 先ほど述べたように、3件ほど整備の動きがある。そのうちの一つに、明治初期、土地台帳上、125名の記名共有とされ、現在もなお未登記の土地がある。これについては整備が難しいということで、残されたという面がある。しかし近年、入会整備の気運が地元で高まり、確認書をとるという段階にまで来ている。確認書のとり方についても簡略化されてきており、入会権の承継者に確認をもらえばよいように聞いている。しかし、地区外の登記名義人については、それぞれ確認書を本人からとることが必要なので、入会集団にとって大きな問題だ。

(平川) 佐賀県では、面積は広がらないが、90数%の入会地についての整備を実施した。県内173の生産森林組合においては、法人住民税の問題等から運営に行き詰まって、解散の相談に訪れるという現状がある。それはそれとして、未整備の入会地について、どのような政策をとる

かが問題だ。未整備の33地区にアンケート調査をしたところ、希望する地区もあれば、そうでない地区もある。希望しないところは、地区がはっきりしており、経営も良好だ。担当者としては、そのような地区はあえて整備しなくてもよいと考えている。現在、整備に着手しているところは、個人分割されている事例で、残されている地区の多くは、共同利用している。その中で、昨年1地区が生産森林組合を設立した。県として積極的に働きかけることはないかもしれないが、今後、整備の相談を受けた場合、生産森林組合方式を採用した方がよいかどうか、検討課題である。西土佐村では、整備の意欲のないところそのままやっていこうということだった。球磨村の場合には、個人分割をしている土地が共有名義である場合、すべて整備していく予定なのか。

(宮本) あえて個人分割の必要がない土地もある。その場合には、入会のまま保存するのがよいと考えている。

#### V 入会に関する理論上および登記上の問題(江淵報告)

##### ① 入会権者の範囲

(元長) 入会権者の中で誰が権利者か、持分に差をつけるかどうかという問題は、慣習で定まる。むしろ、登記名義で問題となるのは、集団から転出していない名義人やその子孫で権利者として扱われていないケースではないか。

(江淵) ご指摘の通り、権利者の範囲が慣習で定まる。問題は、登記上の共有持

分を有する一部の入会権者がその慣習を無視して、登記名義を有しない入会権者を無権利者として排除し始めることがあるところにある。たとえば、40名の共有名義による共有入会地につき、入会権者が10名増加したが、この10名が登記上の共有持分を取得していないというケースを例にとろう。あとになって当該入会地から現金収入があり、これを各人に配分することとなったところ、旧来の入会権者40名の中から、10名は無権利者だから配当金を受け取る資格がないという主張が出てくることがある。外来者や分家などに対して、一定の義務履行により入会権の新規取得を認める慣習を有する地域がある。そのようにして入会権の取得を認め、仲間として扱い始めたにも関わらず、あとになってそれを否定するのは、慣習無視と言わざるをえない。元長さんが指摘されたケースは、それとは違って、いわゆる村八分の事例か。

(元長) 必ずしもそうではない。入会整備申請書をチェックすると、地区内に居住する登記名義人やその子孫の中で権利主張しない旨の確認書を提出している者がみつかることがある。これをどのように理解すればよいのだろうか。

(江淵) 地区内に居住していながら出役が果たせない等の理由で入会権を放棄するという事は、理論上はありうる。司会(野村) 確認書を提出した人の職業などはどういうものか。離農者という事情はないか。

(元長) 申請書からは判断できない。

(江淵) 離農してしまったので山仕事にも出たくない、との理由で入会権を放棄

することもあるかもしれない。

(元長) 登記名義人の子孫で確認書を提出するケースがよく見られる。

(江淵) 一定の登記名義人から分かれた分家を入会権者として認めないという慣習はありうる。

(西森) 入会権者が地区内の者に権利を譲渡してしまったが登記名義が残っているという場合、そういうことがある。そのような場合には、この者を入会権者として扱う必要はない。

#### ② 相続登記の抹消手続き

(中尾) 入会地の所有権登記につき相続登記が行なわれた場合、報告者はこれを無効だとされるが、この場合、その抹消登記を経由して、当該相続登記以前の登記に戻す必要があるのか。

(江淵) 相続が開始しない以上、相続登記すべきではなかったということだ。民事局の見解は、当該相続登記を抹消すべきであり、旧代表者から新代表者へ「委任の終了」を原因として移転登記すべきというものだ。

(中尾) 抹消後の新代表者への移転登記については、死亡した旧代表者が登記義務を負うのか。

(江淵) 当該登記義務は相続人に相続されている。旧代表者を「甲野太郎」、相続人を「甲野次郎」とすると、新代表者への移転登記申請書における記載は、「登記義務者 甲野太郎 相続人甲野次郎」となる。

(池田) 相続登記の抹消登記が行なわれることはよくある。その場合の登記原因は、「錯誤」が多い。その場合の登記権利者はもともとの所有権者である。

(江淵) それは個人財産の場合か。団体財産か。

(池田) 団体財産についてもみられるようだ。

#### ③ 全入会権者の転出と入会地所有権の帰趨

(枚田) 入会権者と登記名義人が異なっている場合に、離村等によって入会集団が消滅してしまうと、その土地の所有権者は登記名義人ということになるのか。入会権者としては、転出者が相次ぐとどうなるのかという先が見えていないと、このまま入会地として残してよいものか、やはり登記が重要となるのではないかという疑問が出てくると思う。

(江淵) 登記名義人の所有物となることはないと思う。そもそも、全入会権者が転出することで、その土地は入会地でなくなってしまうのだろうか。

(中尾) 成田空港予定地内の6名名義の墓地入会権について、そのような例がある。空港公団による用地買収に応じて、登記名義人を含めて多くの住民が転出し2名を残すのみとなった集落において、共同墓地がかつて入会権の対象であることを千葉地方裁判所は認めたものの、住民が2名だけになったから入会権は消滅したと判示している。そうすると、この土地が2名の個人的な共有地となったのかどうか。この点について、裁判所は何とも言っていない。もし入会権が消滅したのであれば、転出者の権利が帰村によって復活することはないから、理論的に言えば、入会権が消滅した時点において、残っている者の共有地ということになる。

(枚田) それなら、登記名義人と入会権者が異なっても問題ないという認識も出てくると思う。

(江淵) 入会権が消滅すれば当該土地が登記名義人の所有財産となるとすると、大変なこととなる。入会権は入会整備によっても消滅するからだ。近代化法適用後、知事の嘱託登記によって、旧入会権者だけの共有登記が実現する。もし、入会権が消滅した時点での登記名義(共有登記実現以前の登記)がそのまま実体を公示するという取扱いになると、登記名義人がその後の知事の嘱託登記に異議を唱えることができることになりかねない。

#### ④ 入会利用の変化・消滅と入会権の消滅

(山下) 阿蘇地方では、町村有原野に、採草放牧を目的とした入会権がよく見られる。近年、畜産の低迷や後継者不足という事情から春の野焼きも行なわれないというような事情が出てきている。そのために、森林開発公団による森林造成に取り組みという状況も生じている。植林が行なわれることによって、このような入会権はどのような影響を受けるか。慣習内容が変わっても入会権は存続するのか。(江淵) このテーマは、入会利用が行なわれなくなったら入会権はどうなるか、という問題も含んでいる。まず、入会権者自身が植林した場合、それは入会利用の内容が変わったにすぎないから、入会権は存続しているといえる。次に、入会権者の同意のもとに第三者が植林する場合、入会権者による貸付利用に変化したと解釈できるだろう。問題は、入会権者が採草放牧をやめ、野焼きも行なわなくなるなど、入会利用がなくなった場合

は、このような地役入会権は消滅するのか、消滅するとすれば何年の入会権不行使によって入会権が消滅するのか、という点にある。このような市町村有地上の入会権は、民法294条にいう「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」であるが、これは単に入会権者が地盤所有権を有しないというだけであって、基本的には民法263条の「共有ノ性質ヲ有スル入会権」と同様だろう。後者の場合、共有入会権者が入会地を利用しなくても、それは所有権者としての権限の範囲内だ。問題は前者だが、この場合も入会権者が利用しないという一種の利用形態もありうると思う。たとえば、借地権（他人の土地の上に建物を所有することのできる権利）を例としてみよう。ある土地が所有者以外の者の借地利用に供され、その借地権存続期間が50年であった場合、地上建物が滅失しても、少なくともその期間内は借地権が存続する。したがって、借地権者は地上に建物を再築することができる。そして、再築資金がないために、ある期間、更地のままにしておかざるをえないということもあろう。しかし、そうであっても、借地権は存続する。「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」もこれと同様で、入会利用がなくなったということだけで入会権が消滅したと解するのは問題がある。

#### ⑤ 入会集団の法主体性

(中尾) 入会地において、大字〇〇、〇〇部落、あるいは単に「共有地」という名義のものも珍しくないが、鎗分さんの説明で「上小原共有地」という例を知った。江淵さんの報告の中にあつた民事局での座談会で、「権利能力なき社団」とい

う用語が出てきた。このことばが使用されていること自体がおかしい。権利能力がなければ、法律の側面にそのような団体が出てくるはずがない。民法の教科書を見ると、「権利能力なき社団の権利能力」などという矛盾した表現が出てくる。入会集団に権利能力がないという議論もおかしい。入会集団は入会権という財産権の主体である。入会集団名義で登記ができないという根拠はない。ただ集団の公証ができないので、そのような集団による登記申請が受理されないのだ。現実には、大字名義で登記された事例はいくらでもある。そこで、私は、入会集団名義で登記を認める制度を考えるべきだと思う。たとえば、最近、地縁団体法人の制度が作られたので、入会地をこのような法人名義で登記したらどうかという意見もある。しかし、この法人は、地域住民全員を構成員とする制度であるから、入会権にはまったくなじまない。そこで、入会権の主体たる入会集団についても、集団名義で登記をする道を開くべきだ。

(江淵) 大字名義で登記が行なわれている土地が財産区財産として扱われるという重大な問題がある。

(中尾) 法人格がない部落による名義での登記はなかなかできない。しかし、分収造林契約のために地上権設定登記をする必要があり、その前提としての部落による所有権登記をする便法として、市町村長が部落を財産区とみなして保存登記をするという例がある。市町村職員のなかでも農林担当者は、そのような土地が実質部落の共有であることを承知してい

るけれども、管財担当者は財産区財産だと扱って問題を生ずる危険性がある。(江淵) 明治初年期の地租改正によって、入会地に対する地券が地元入会集団に交付された場合、この地券制度が(旧)土地台帳へ引き継がれ、さらに登記と土地台帳が一元化されることによって、現在の表示登記における所有者として、大字〇〇と記載されることになる。この場合の大字を財産区として理解するのは間違いだ。これを財産区とみなして保存登記するのは、第三者への地上権設定登記を実現するための便法であり、やむをえないという側面があるのかもしれない。しかしそれでも、当該入会地が財産区という一種の地方公共団体の財産(公有財産)として公示することであり、非常に危険なことだ。もとより、入会地について表示登記だけで保存登記されていないという場合も少なくない。関係者の中には、登記をきちんとしておかなければならないと考える向きがあるかもしれない。しかし、保存登記していないからといって、別に罰則があるわけでもない。固定資産税を免れるということもない。したがって、未登記のまま現地において支障がないのであれば、むしろ放置しておいた方がよい。

#### ⑥ 老人世帯等の取扱い

(楠本) 世帯に住んでいる人が老人、病人、未成年者で出役に参加できず、出不足金の支払能力もないという場合、権利主張はできるだろうか。

(江淵) 慣習で決定すべきことだろう。

(楠本) 入会集団が権利主張を認めないという場合にはやむをえないか。

(中尾) 入会集団は、地域の集落として、互助会的な性格を有しているものだ。そこで、老人世帯や女性の世帯などに対しては出役を免除しようというのが普通だろう。そのような場合に、集団側が出役がないから権利を認めないとする例はあまり聞かない。もちろん、出役を果たさないから権利を辞退したというのなら別だ。

⑦ 転出者による入会地保存の意志  
(楠本) 転出者であっても、故郷の山林に思い入れを持ち、部落有林として守って欲しいと願う人たちがいる。そのような人たちが署名を集めたような場合、集団は無視できるか。

(中尾) 那覇地裁石垣支部の入会地に関する裁判で、入会集団を多数決で解散して紛争となったケースがある。もちろん、多数決によって解散決議はできず、裁判所はその旨の判決を言い渡したが、その中で転出者の意見を聞くべきであると判示している。意見を聞けということ、同意を得よということではないが、注目すべき内容だ。また、奄美大島の事例で、入会権者が部外者に入会地を処分したところ、転出者が反対したというものがある。このケースでは、転出者は失権したということで、主張が認められなかった。しかし、帰村すれば復権するという地域が大部分だろうと思う。だから、故郷の山を守りたいと思う人たちは帰村に努力してほしいし、入会集団はそのような転出者の意見を尊重すべきだろう。(田原) 入会権者が重要視している土地は別だが、入会目的が消失してしまっている入会林野で、入会整備の意思が地元でない場合、入会集団だけで解決してい

くべきなのか、地区の合意のもとに、環境財としての山林という面を重視した管理を促進させるべきだろう。

⑧「委任の終了」に関する最近の状況  
(松原) 「委任の終了」について民事局で座談会があったということは、全国的に事例が多いのか。

(江淵) 全国の状況はわからないが、登記官がこの登記原因についてかなり質問を受けているという話は聞いている。

(松原) この座談会の中で、入会集団の財産について議論があったか。

(江淵) 「委任の終了」は、広く法人でない団体の財産に関するもので、入会財産

に限られない。前述の座談会の中では、とくに入会権についての議論はない。

(松原) 萩市において、「委任の終了」を原因として代表者へ移転登記された事例がある。これについて、私はまったく知らなかった。たまたま、調査によってその例を知った。とくに我々が指導したというわけではないので、法務局の指導によるのだろうか。

(江淵) おそらく、司法書士による書類作成の段階で、司法書士が「委任の終了」という登記原因を使用する決定をするのではないかと思う。



## <大会記事>

西日本入会林野研究会第21回大会は、平成8年10月23日～25日に熊本県人吉市球磨川畔「鍋屋本館」にて、約110名の参加をえて開催された。地元熊本県の地方事務所、市町村等からも多数参加があり、盛会な大会であった。

24日のシンポジウムでは、熊本県林務

水産部の西徳義部長、林野庁森林組合課の姫野喜子企画係長には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。

25日は午前中、熊本県水上村の市房杉と多良木町の青蓮寺を視察し、無事日程を終えた。

## <総会報告>

西日本入会林野研究会の総会は、10月14日のシンポジウムの昼食前に開催され、高尾徳次氏(長崎県林務課)の議長のもとで進められた。会務報告(平成7年9月～8年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員の選考について審議され、以下の通り決定された。

### I. 会務報告

#### 1. 会務報告

(第21期、平成7年9月～8年8月)

##### (1) 活動日誌

(平成7年)

10月25日～10月27日 第20回大会開催 (愛媛県松山市・道後温泉)

(平成8年)

3月20日 東日本入会林野研究会会報第16号受領

3月25日 中日本入会林野研究会会報第16号受領

5月10日 熊本県担当者と第21回大会の打ち合わせ(人吉市)

5月22日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第21回

大会の予報について」の文書発送

5月22日 東・中日本入会林野研究会会報第16号を運営委員に発送

5月22日 「西日本入会林野研究会会報第20号」を会員、運営委員、関係機関等への発送

8月8日 「西日本入会林野研究会会報第21回大会」の案内状の発送

8月8日 「運営委員会の開催」「幹事会の開催」「監事会」の案内状の発送

8月8日 「会員の確認及び会費の徴収について」の依頼状の発送

### 2. 会計報告

(別紙の通り)

### II. 審議事項

#### 1. 次回開催地について

広島県内開催の予定で準備を進める。広島県担当者より内諾をいただいた。

#### 2. 次期大会以降の研究テーマについて

生産森林組合を今後どのように運営していくべきか、残されている入会林野をどう守り、活用していくべきか、このようなテーマを取り上げてほしい旨の要望

が出された。

3. 役員を選考について

新役員については、以下の方々が選出された。

(1) 市町村関係

- 田中 清晃 (福岡市森林公社)
- 工藤 和典 (大分県九重町役場総務課)
- 近藤 功 (愛媛県別子山村経済課)
- 北林 光昭 (広島県黒瀬町産業振興課)
- 中村 憲司 (熊本県人吉市農林整備課)

(2) 県関係

- 今井 健二 (広島県林政課)
- 井原 重喜 (愛媛県林業振興課)
- 元長 貴司 (宮崎県林業経済課)
- 田上 英司 (熊本県林政課)
- 平川 昇 (佐賀県林政課)

(3) 大学関係

- 野村 泰弘 (徳山大学経済学部)
- 矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)
- 中尾 英俊 (西南学院大学名誉教授・代表委員)

(4) 監事

- 岡森 昭則 (九州大学農学部・事務局担当)
- 松原 功 (山口県入会コンサルタント)
- 西森 正信 (高知県入会コンサルタント)

事務局住所

西日本入会林野研究会事務局  
〒812-81 福岡市東区箱崎6-10-1  
九州大学農学部林政学教室  
事務局担当 岡森 昭則  
TEL 092-642-2876  
FAX 092-642-2877

# 西日本入会林野研究会第21期会計報告

(自 平成7年9月1日 至 平成8年8月31日)

(単位:円)

項目	前期	今期	適用
1. 前期繰り越し	204,243	259,641	
2. 会費	202,500	177,500	355人
3. 大会参加費	444,000	312,000	78人
4. 会報売上	7,000	0	
5. 利息	665	283	
収入合計	858,408	749,424	
1. 会報費	233,900	233,900	
2. 会場係旅費	92,560	96,960	
3. 連絡旅費	98,440	33,840	熊本県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅	91,110	96,960	
7. 通信費	21,757	23,312	
8. 謝金	31,000	31,000	
9. 事務局費	30,000	30,000	
支出合計	598,767	545,972	
次期繰り越し	259,641	203,452	

平成8年10月23日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英俊

## 会計監査報告

第21期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原 功  
同 西森 正信

< 西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究 テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(鳥根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(鳥根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(鳥根大学)
シンポジウムの 司 会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(鳥根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの 内 容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み>

	第5回	第6回	第7回	第8回
開催時期	昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
開催場所	鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
参加者数	160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」	
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」	
川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村 共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産 森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(鳥根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下 組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)	
中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(鳥根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江瀬武彦(西南大学)	
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題	
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地	

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイッ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森林組合) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森林組合) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県瀬原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森林組合の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森林組合	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30～ 9月1日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院 院ハイッ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会的生産森林組合の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃	
嶋 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋直子 (九州大学農学部) 昭山匡敏 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三門市生産森林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田沢孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)	
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 七里成徳 (長崎県林務課)	
I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三門市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題	
小石原生産森林組合	三門市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合	

	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研 究 テ ー マ	「地域開発と入会林 野」	「入会林野整備と生産 森林組合」	「入会林野の今後の課 題」	「入会林野の積極的保 存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入 会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原 功 (山口県入会コン サルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事 務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林 水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)
シンポ ジウムの 司 会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)	江淵武彦 (西南学院大学法学部) 諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポ ジウムの 内 容	I 入会慣習に関する問題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作業 III 丸山生産森林組合の現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人 化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の 入会地 II 串間市の「牧」につ いて III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理 論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区	久万町ヒノキ集約施業 林、愛媛県林業試験場

	第21回			
開催時期	1996年10月23～25日			
開催場所	熊本県人吉市 鍋屋本館			
参加者数	約110人			
研 究 テ ー マ	「入会林野の現段階的 課題」			
特別講演	姫野 喜子			
問題提起	宮本宣彦 (熊本県球磨村役場 経済課) 横山 賢 (高知県西土佐村役 場建設課) 重石 巧 (日田市森林組合) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)			
シンポ ジウムの 司 会	野村泰弘 (徳山大学経済学 部) 岡部清志 (熊本県林政課)			
シンポ ジウムの 内 容	I 球磨村における入会 林野整備 II 西土佐村における入 会林野整備 III 日田市における入会 林野整備と森林経営 IV 残存する入会地の取 扱い V 入会に関する理論上 及び登記上の問題			
現地視察	市房杉(水上村) 青蓮寺(多良木町)			



	第1巻	第2巻	第3巻	第4巻	第5巻
発行機関	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行場所	福岡市東区箱崎6-10-1	福岡市東区箱崎6-10-1	福岡市東区箱崎6-10-1	福岡市東区箱崎6-10-1	福岡市東区箱崎6-10-1
発行年数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
誌名	「西日本入会林野研究会」	「西日本入会林野研究会」	「西日本入会林野研究会」	「西日本入会林野研究会」	「西日本入会林野研究会」
発行部数	50部	50部	50部	50部	50部
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会
発行部	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会	西日本入会林野研究会

1997年5月30日 印刷  
1997年6月5日 発行

編集 西日本入会林野研究会  
発行 〒812-81  
福岡市東区箱崎6-10-1  
九州大学農学部林政学教室内  
☎ (092) 642-2876

印刷 松隈印刷株式会社  
☎ (092) 721-0769

